

2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」をうけて、
小都市では全国に先駆け、1995（平成7年）に定めた「小都市部落差別撤廃・人権擁
護に関する条例」を2018（平成30年）年3月に改正しました。



『小都市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例』では…

部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかん
がみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別
のない明るい小都市の実現に寄与することを目的としています。

改正後、相談体制の充実
また啓発だけでなく、
人権教育の充実が
もりこまれました。

「すべての市民の人権が
尊重されるまち 小郡」をめざし、
こそだ 子育て・教育・福祉など、相談体制の
充実を図っています。
みな ひとり また、市民の皆さん一人ひとりが
じゅたいしや 人権尊重のまちの主体者になるため、
人権啓発や人権教育の充実に
つと 努めています。

今回ご紹介したように、小都市の保育所・幼稚園や小・中学校で、
わたしたち・ぼくたち子どもは学んでいます。
大人のみなさんも、いっしょに学びつながるといいなあ！

